

令和元年度第2回 鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険運営委員会 議事概要

日時 場所	令和元年12月26日(木) 午後1時15分から午後2時50分まで 鈴鹿市役所 12階 1204会議室
出席委員	運営委員会委員 12名 菅原 秀次 委員, 尾崎 郁夫 委員, 林 隆俊 委員, 中澤 直美 委員, 江藤 空 委員, 大倉 徹也 委員, 廣瀬 雅也 委員, 的場 つや子 委員, 松井 一人 委員, 藤本 高尚 委員, 手平 規矩夫 委員, 田中 啓子 委員
欠席委員	小林 智子 委員
事務局	事務局 17名 鈴鹿亀山地区広域連合事務局長 佐藤, 介護保険課長 谷本, 指導 GL 竹内, 認定 GL 藤本, 給付 GL 岡田, 給付 G 村山, 管理 GL 服部, 管理 G 近澤, 佐々木, 鈴鹿市長寿社会課長 真置, 地域包括ケアシステム推進室長 川岸 亀山市長寿健康課高齢者支援 GL 梅田 鈴鹿中部地域包括支援センター 長谷川, 鈴鹿南部地域包括支援センター長 青島
傍聴	なし

1 委員会成立の確認, 会議の公開決定, 議事録作成の確認

2 議事

(1) 令和2年度指定予定地域密着型サービス事業者等の募集結果について

事務局から説明【資料1】

(手平委員)

利用者の立場から応募がなかったことに対して, 支障はあるか。

(事務局)

地域包括ケアシステムを作るうえで必要なサービスと考えているが, 応募がなくすぐに支障を生じることはない。あれば利用者にとって利便性が増すので, 施設整備として行っている。

(中澤)

公募がなかった原因は何か。行政としての働きかけはしているのか。

(事務局)

スタッフが集まらないのが大きな理由と認識している。実施できそうな医療機関などに声をかけている。

(尾崎副会長)

介護・医療が一体となっているので, 利用者には使いやすいシステムだが, サービス提供側にはコストなど負担が大きい。工夫がいる。

(菅原会長)

全国的に難しいようだが, 行政としても働きかけしてもらっているので, うまくいくといい。

議題について委員に承認を確認, 委員承認。

(2) 居宅介護支援事業所の指定更新について

地域密着型サービス事業所の指定更新について

居宅介護支援事業所の廃止・休止届出について

地域密着型サービス事業所の廃止・廃止届出について

居宅介護支援事業所の新規指定について

地域密着型サービス事業所の新規指定について

事務局から説明【資料2】

(林委員)

市外や県外の事業所があるのはなぜか。

(事務局)

鈴鹿亀山地区管内に住所のある方が他市のサービスを利用するために指定している。

(林委員)

健康保険のように全国にはならないのか。

(事務局)

国の制度である。

(松井委員)

他市の指定を受けている事業所を鈴鹿亀山地区で指定しない選択はあるのか。

(事務局)

指定しない選択はない。

(手平委員)

事業所の確保は厳しいと思うが、廃止・休止9件、新規9件だが、利用者はサービスを利用できているのか。廃止・休止が多くなると心配する。

(事務局)

廃止・休止する事業所は、利用者が別の事業所を利用できるよう引き継ぐので、サービスが受けられなくなるわけではない。鈴鹿亀山地区管内では通所介護事業所数は多い。

(菅原会長)

鈴鹿亀山地区管内の通所介護事業所数についてはかなり充足している。

心配なことは本委員会で協議をしていきたい。

(広瀬委員)

三重県ホームページに鈴鹿亀山地区の新規指定の制限があげられているが、事業所の不足があっても制限をするのか。

(事務局)

第7期介護保険事業計画のなかで、地域密着型通所介護事業所の新規指定の制限をしている。通常規模の通所介護事業所の新規指定の制限については、県と協議しホームページに掲載してある。

(尾崎副会長)

行政側から廃止・休止することはあるのか。

(事務局)

三重県から地域密着型の指定権限が移譲されてから、行政から指定の取消しをしたことはない。それ以前は把握していない。

議題について委員に承認を確認、委員承認。

(3) 実地指導の状況について

事務局から説明【資料3】

(尾崎副会長)

どのような指導内容があるのか。

(事務局)

規定、人員基準、個人情報管理、ケアプランの内容、職員の勤務状況など。  
改善指導については必ず文書で回答をもらっている。文書指導は軽微な指導。  
不正請求は今までない。

(中澤委員)

実地指導事業所数と、指導内容数の数字の見方は。

(事務局)

1事業所に対して指導内容が複数あることがある。

(田中委員)

利用者からの不満などはあるか。

(事務局)

介護相談員から情報が入るときもある。苦情があれば事業所に対して聞き取り、改善を促すが、それによって指定取消になることはない。

(田中委員)

苦情の話聞いたときはどうしたらいいか。

(菅原会長)

苦情解決については、保険者はもちろん、各事業所に第三者機関があるので相談して。

(林委員)

事業所に対して、厚生労働省の監査はあるのか。

(事務局)

特別に何かない限り、ない。

(広瀬委員)

実地指導の結果について、集団指導の時に報告をしているのか。

(事務局)

次年度の集団指導で報告する。

(尾崎副会長)

介護スタッフの人材確保は難しいが、廃止・休止の理由が人材確保によるものはあるか。

(事務局)

資料の備考欄に記載のとおり。国の介護保険事業計画の評価で介護人材の育成が挙げられているが、今後保険者としてどうするかが課題である。

(大倉委員)

鈴鹿亀山地区老人福祉施設協会でも人材確保は難しい現状を把握している。

(江藤委員)

老人会に加入する人が少なくなっている。高齢者と地域との関わりが重要になる。

(中澤委員)

自治会、地域の崩壊しつつあるが。

(手平委員)

自治会組織は高齢者がやっている現状にある。

(菅原会長)

地域福祉の問題は様々で、介護の部分については保険者としても課題が大きい。

(藤本委員)

実地指導の件数は、毎年年間これぐらいの数か。

(事務局)

年間20件ぐらい。目標は指定期間の6年間の内に1度、実地指導したい。

議題について委員に承認を確認、委員承認。

#### (4) 認定有効期間の開始日の取扱いについて

事務局から説明【資料4】

(松井委員)

例外想定されているが、空白の期間が生じることについてはいかがか。

(事務局)

更新申請ではなく、変更申請についての対応。

レアケースではあるが空白期間ができることは、三重県にも確認している。

(尾崎副会長)

認定審査をする側からすると、主治医意見書や調査内容によって審査に時間を要する時がある。余裕をもって申請して欲しい。

議題について委員に承認を確認、委員承認。

#### (5) 高齢者に関するアンケート調査について

事務局から説明【資料5】

(手平委員)

1号・2号のアンケートの対象者はどれぐらいか。

(事務局)

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は2,000人、第2号被保険者調査は1,000人の予定。

(中澤委員)

在宅介護実態調査以外は無記名か。

(事務局)

そのとおり。

(大倉委員)

認定調査員による在宅介護実態調査に要する時間はどれぐらいか。

(事務局)

10分程度。

議題について委員に承認を確認、委員承認。

予定していた事項の審議は終了。委員から他の事項の提案はなく、終了。